第 22 期 事 業 年 度

（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

事 業 報 告 書

独立行政法人
酒類総合研究所
National Research Institute of Brewing

目 次

１　法人の長によるメッセージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２　法人の目的、業務内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
⑴　法人の目的
⑵　業務内容

３　政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）・・・・・・・・・・・・・・３
（政策体系図）

４　中期目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
⑴　概要
⑵　目標と一定の事業等のまとまり

５　法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
⑴　経営理念
⑵　経営方針
⑶　行動指針

６　中期計画及び年度計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

７　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
⑴　ガバナンスの状況
⑵　役員等の状況
⑶　職員の状況
⑷　重要な施設等の整備等の状況
⑸　純資産の状況
⑹　財源の状況
⑺　社会及び環境への配慮等の状況
⑻　その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

８　業務運営上の課題・リスク及びその対応策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
⑴　リスク管理の状況
⑵　業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

９　業績の適正な評価の前提情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

10　業務の成果と使用した資源との対比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
⑴　令和４年度の業務実績とその自己評価

⑵　当期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

11　予算と決算との対比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

12　財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

13　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

14　内部統制の運用に関する情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

15　法人の基本情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
⑴　沿革
⑵　設立に係る根拠法
⑶　主務大臣
⑷　組織図
⑸　事務所の所在地
⑹　主要な特定関連会社等の状況
⑺　主要な財務データの経年比較
⑻　翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

16　参考情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
⑴　要約した財務諸表の科目の説明
⑵　その他公表資料等との関係の説明
⑶　酒類総合研究所が作成した冊子類のご紹介
⑷　酒類総合研究所から頒布している本のご紹介
⑸　酒類総合研究所が作成した動画のご紹介

令和４年度のトピックス

国産クラフトビールの特性解明に係る研究

酒類の香味に関係するチオール成分の由来

【背景】ビール中で特徴的な香りに寄与するチオール化合物は低い閾値を有し(注)、原料中では前駆体として存在し、発酵中にチオールが遊離することが明らかとなっていた。しかし、従来の前駆体モデルでは原料中の濃度と発酵後の濃度は比例せず、発酵後のチオールへの寄与は小さいことから、他の前駆体の存在も想定されていた。

注：下記に示すチオール化合物の一つである 3-Mercaptohexan-1-olは柑橘系の香りを有し、pptレベル(100万t のうちの1g)で、ビール・ワインの官能に寄与する成分として知られています。

従前のモデル

・アミノ酸とチオールの抱合体が主要な前駆体であり、発酵中にβリアーゼの作用によって遊離されることが、長年定説とされていた。

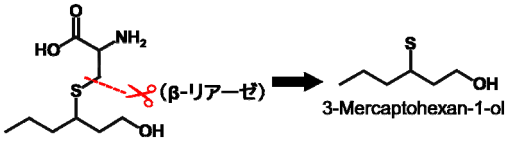

R4年度の研究成果

・原料（麦芽・ホップ）中に存在する主要な前駆体として、ジスルフィド結合体を発見し、それらが発酵中に還元されてチオールが遊離されることを明らかにした

GC/MS/MS

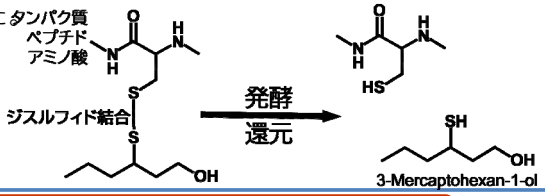

➡ 新規な香味成分の前駆体モデルを提示

原料米の地域性と清酒の品質との関係に関する研究

【背景・目的】清酒成分の網羅的分析法の高度化を行うとともに、原料米の産地や品種、精米条件が清酒の品質に与える影響を検討し、原料米の地域性(気象)と玄米構造、精米特性、白米形状の制御、醸造特性、清酒の品質との関係の解明を目的としています。

方法

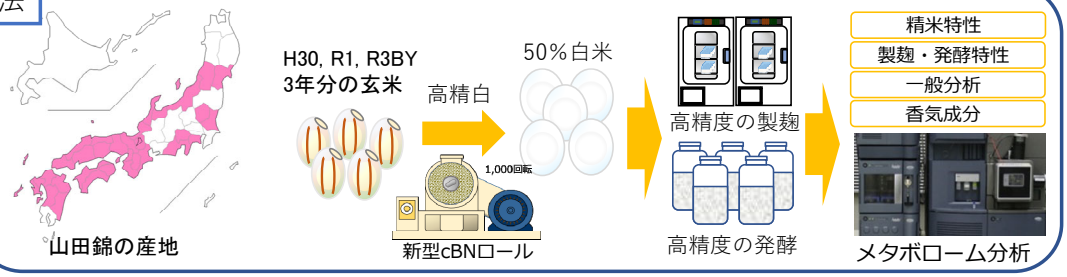

結果

３年分の試験結果（産地の変動が見られた分析値）

CV値（%）

	2018BY山田錦の産地間	2019BY山田錦の産地間	2021BY山田錦の産地間
α-アミラーゼ	11.4	17.6	13.9
酸性カルボキシペプチダーゼ	16.3	14.6	12.3
酸性プロテアーゼ	14	10.3	5.5
アミノ酸度	10.8	9.5	10.7
日本酒度	15.9	26.4	14.9
カプロン酸エチル	15	19.5	12.2

高精白米でも、原料米産地は様々な醸造特性に影響する

➡ 高精白米においても原料米の産地は米麹の酵素力価、清酒の分析値に影響を与えることが明らかに。

１．法人の長によるメッセージ

独立行政法人酒類総合研究所（以下、「当研究所」といいます。）は、明治37年（1904年）に設立された「大蔵省醸造試験所」を前身とする酒類の研究所です。平成13年４月に独立行政法人化し、1）酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、2）酒類業の健全な発達を図り、あわせて3）酒類に対する国民の認識を高めることを目的として、酒類の高度な分析・鑑定、研究・調査及び情報提供等に取り組んでいます。

当研究所は

１.酒類業の振興のための取組

２.酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組

３.酒類に関するナショナルセンターとしての取組

の３本の柱を中心に、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」や科学技術に関する政府の重要方針を踏まえて業務を行っており、令和４年度は、第５期中期目標期間の５年間の２年目にあたります。

まず、酒類業の振興のための取組については、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業界の人材育成を実施することとしています。

日本産酒類の輸出促進の観点からは、日本産酒類の競争力強化を通じたブランド価値の向上のため、新たな価値の創造に資する研究などを行うほか、酒類製造の技術基盤の強化の観点からは、醸造用微生物・原料に関する基盤的研究や、酒類製造者等の醸造用微生物開発の支援などを行っています。特に令和４年度は各種学会等（日本醸造学会、日本生物工学会、日本ブドウ・ワイン学会、糸状菌遺伝子研究会、天野エンザイム科学技術振興財団）から５件の賞を受賞しました。学術的な側面からも研究業務に御評価頂いたことは大変うれしく思います。

酒類の品質及び安全性の確保の観点からは、近年多様化している製造方法に関する研究などを実施するほか、酒類業界の人材育成の観点からは、醸造技術者等の育成のため、酒類醸造講習や鑑評会を引き続き業界団体と共催しております。これらの業務は、一昨年までは新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた政府の緊急事態宣言や各種要請等を受け、中止や実施方法の変更を余儀なくされておりましたが、令和４年度から徐々にコロナ禍前の業務活動に戻りつつあります。酒類醸造講習については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、５月から６月にかけて清酒短期コースを、９月に短期製麹コースを、２月にビールコースを実施いたしました。鑑評会については、全国新酒鑑評会は審査を経て金賞を決定し、製造技術研究会は入場者数の制限を設けて開催し、本格焼酎・泡盛鑑評会の製造技術研究会も事前申込制とするなど感染症の拡大防止にも留意して開催しました。

なお、酒類醸造講習は、厚生労働省の事業主による人材育成への支援施策の一つである人材開発支援助成金との対象となっており、いわゆるリカレント教育に相当します。一方、令和４年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 」では人材育成の強化等の取組を進めるため社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備にも触れています。令和４年度の広報紙「エヌリブ」42号では、これに関連する業務として酒類醸造講習をご紹介していますので、当研究所の人づくりの取組についてご一読頂ければ幸甚にございます。

輸出環境の整備に関しては、引き続き台湾に輸出される酒類とEU等に輸出されるワインの分析・証明機関として証明書の発行業務を実施するとともに、日EU経済連携協定の発効以降実施している食品添加

物の指定等要請手続にも取り組んでいまいりました。特に、食品添加物の指定等要請手続については厚生労働省への指定等要請に必要な資料の提出が完了し、今後は個別な問い合わせ等への対応となります。

日本産酒類の輸出促進に資する情報発信としては、これまで作成してきた各種冊子類の情報発信に加え、昨年は海外に日本酒の歴史や楽しみ方を紹介するため、「Japanese Sake Essentials～日本酒を学ぶ集中講義～」と題する教育動画シリーズを作成しました。既に多くの場所で使われており、今後も引き続き、広く活用を呼びかけてまいります。

今後も引き続き、100年以上に及ぶ歴史の中で当研究所に蓄積された酒類に関する知見を活かしつつ、国税庁、酒類業界、大学、公設試験研究機関等の皆様とのより一層の連携強化を図り、日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信や研究活動・成果の積極的な解説・普及といったアウトリーチ活動により国内外へ専門知識等の普及・啓発など、酒類に関するナショナルセンターとしての役割を果たしてまいりたいと考えております。

本事業報告書が、業務実績等報告書とともに当研究所の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人酒類総合研究所

理事長　　福田　央

２．法人の目的、業務内容

⑴　法人の目的（独立行政法人酒類総合研究所法　第３条）

当研究所は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

⑵　業務内容（独立行政法人酒類総合研究所法　第12条）

当研究所は、上記⑴の目的を達成するため、以下の業務を行います。

イ　酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）
ロ　酒類の品質に関する評価
ハ　酒類及び酒類業に関する研究及び調査
ニ　上記ハに掲げる業務に係る成果の普及
ホ　酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供
ヘ　酒類及び酒類業に関する講習
ト　上記イ～ヘの業務に附帯する業務

３．政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

当研究所は、国税庁の任務遂行のための技術的基盤であり、国税庁の任務や主な政府方針との関係を政策体系図として次の図に示します。

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図

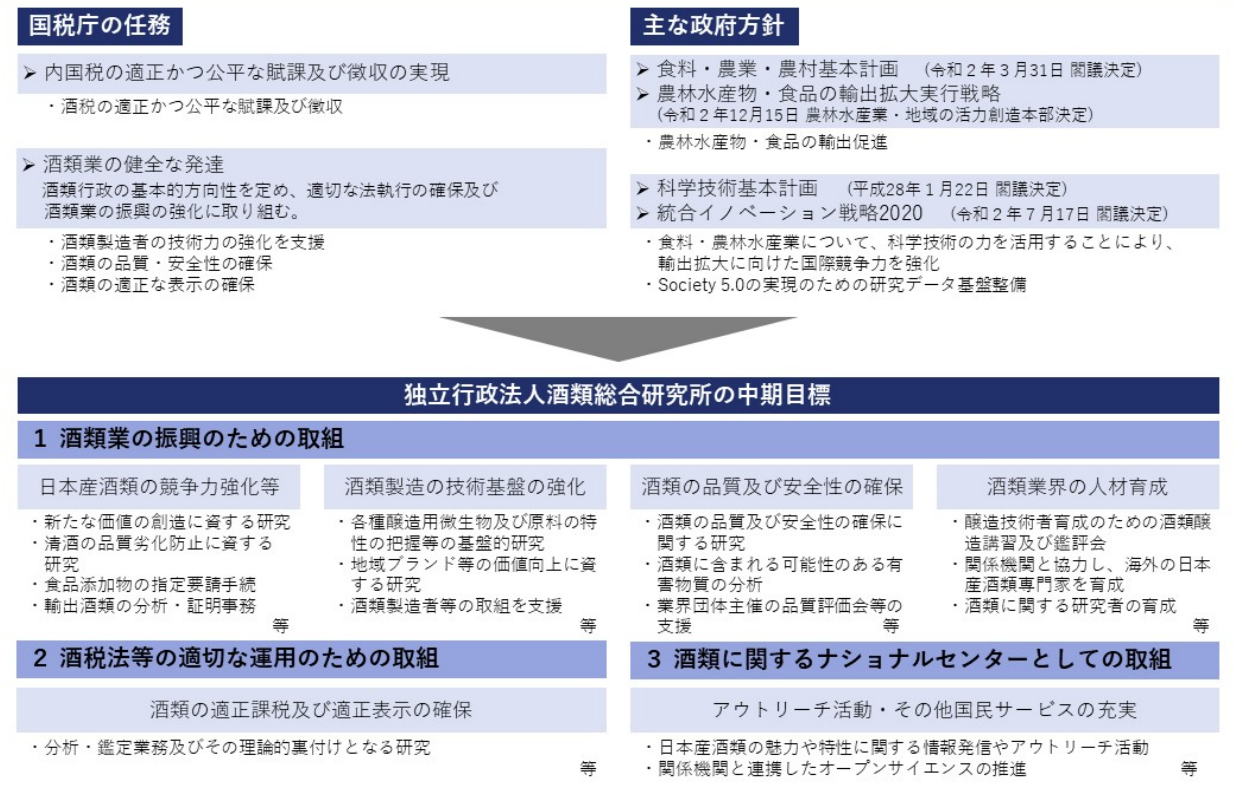

４．中期目標

⑴　概要

当研究所は、国税庁の技術的基盤として、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に貢献するとともに、中小企業が多くを占める酒類業界において、酒類業の健全な発達に貢献してきました。最近では、累次の政府方針において日本産酒類の輸出促進が掲げられており、酒類業の振興の取組のひとつである技術支援において、その役割は益々重要なものとなっています。

このため、第５期中期目標期間においては、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達という国税庁の任務に加え、農林水産物・食品の輸出促進や科学技術・イノベーションに関する政府の重要方針を踏まえ、①酒類業の振興のための取組、②酒税法、酒類業組合法の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組を行うこととしており、特に酒類業の振興のための取組については、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業界の人材育成の観点から業務を実施することとしています。

⑵　目標と一定の事業等のまとまり

当研究所で実施している分析・鑑定、研究・調査のような業務内容は、互いに密接に関連し、各部門や職員が目標の複数の項目及び業務を担当・協力することが多いため、中期目標では当研究所の業務全体を一定の事業等のまとまりとして扱い、一体として運営しています。

中期目標の期間は令和３年４月１日から令和８年３月31日までです。

詳細につきましては、第５期中期目標をご覧ください。

５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

⑴　経営理念（運営方針より）

当研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする当研究所の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と密接な連携を図りながら業務の効果的かつ効率的な運営に努めます。

⑵　経営方針（運営基本理念より）

イ　中期目標等に基づき業務を行い、独立行政法人としてのミッションの達成を目指すとともに、より効果的かつ効率的な業務の遂行に努めます。

ロ　業務活動に関わる法令等の遵守に努めます。

ハ　経営資源の有効活用を図るとともに、積極的に情報開示を行い、効率的で透明性のある業務運営に努めます。

ニ　資産の取得、使用及び処分を正当な手続及び承認の下に行うことにより、資産の保全に努めます。

ホ　国民に対する説明責任を十分認識するとともに、第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性の確保に努め、情報提供を適切に行います。

⑶　行動指針（行動指針より）

イ　当研究所の公共性を自覚し、当研究所に対する社会的信頼を維持し、向上させるよう努めます。

ロ　各種法令と社会規範を遵守するとともに、独立行政法人としての社会的責任を自覚し、高い職業倫理に基づき誠実で責任のある行動をとります。

ハ　業務上の相手すべてに対し、中立な立場で公平、公正かつ誠実に行動します。

ニ　独立行政法人として求められる使命を遂行するため、自己研鑽と専門性の向上に努めます。

ホ　業務遂行の信頼性を確保しつつ、効率的な業務の実施に努めるとともに、質の高い業務遂行を目指します。

ヘ　継続的な業務改善の推進に取り組むとともに、誠実かつ適正に業務を実施します。

ト　円滑なコミュニケーションを適切に行い、一人ひとりが個性と能力を発揮して、使命達成のために努力します。

チ　一人ひとりがリスク管理に対して高い意識を持つとともに、リスクに関する情報は迅速に報告し共有化を図ります。

リ　情報管理を適切に行うとともに、国民に対する説明責任を果たすため、情報提供を適切にわかりやすく行います。

６．中期計画及び年度計画

当研究所は、中期目標を達成するため、中期計画とこれに基づく年度計画を作成しています。第５期中期計画（令和３年４月～令和８年３月）と令和４年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第５期中期計画及び令和４年度計画をご覧ください。

第５期中期計画の主な項目	令和４年度計画の主な項目
１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
⑴　日本産酒類の競争力強化等 イ　日本産酒類の競争力強化に資する研究 ロ　食品添加物の指定要請手続 ハ　輸出酒類の分析証明等 （重要度・高）	⑴　日本産酒類の競争力強化等 イ　日本産酒類の競争力強化に資する研究 ・清酒の長期熟成による影響の解明及び品質劣化の抑制に関する研究 ・清酒の成分と人の嗜好の関係性の解明に関する研究 ・日本産蒸留酒に特徴的な香味の解明に関する研究 ロ～ハ　中期計画に同じ
⑵　酒類製造の技術基盤の強化 イ　酒類製造の技術基盤の強化に資する研究 ロ　地域の取組の支援 （重要度・高）	⑵　酒類製造の技術基盤の強化 イ　酒類製造の技術基盤の強化に資する研究 ・酒類及び酒類原料の地域特性に関する研究 ・酒類の香味に関係する成分に関する研究 ・酒類原料の特性に関する研究 ・醸造用微生物の機能等の解明、育種及び利用に関する研究に関する研究 ロ　中期計画に同じ
⑶　酒類の品質及び安全性の確保 イ　酒類の品質及び安全性に関する研究 ロ　国税庁からの依頼分析 ハ　品質評価会の支援等	⑶　酒類の品質及び安全性の確保 イ　製造工程中の微生物叢等の実態把握及び研究 ・酒類製造工程中の微生物叢等に関する研究 ロ～ハ　中期計画に同じ
⑷　酒類業界の人材育成 イ　酒類醸造講習 ロ　鑑評会 ハ　海外に日本産酒類の魅力を紹介する人材の育成 ニ　研究生等の受入れ	⑷　酒類業界の人材育成 イ～ニ　中期計画に同じ
⑸　酒類の適正課税及び適正表示の確保 イ　国税庁依頼の分析、浮ひょうの校正等 ロ　国税庁依頼の精度技能試験等 ハ　国税庁職員を対象とした研修（年間４件以上） ニ　適正課税及び適正表示の確保に資する研究 （重要度・高）	⑸　酒類の適正課税及び適正表示の確保 イ～ハ　中期計画に同じ ニ　酒類の表示の適正性の確保に資する研究 ・産地等の分析・鑑定の理論的裏付けとなる研究 ・酒類及び酒類原料の判別手法等の開発・高度化に関する研究

第５期中期計画の主な項目	令和４年度計画の主な項目
⑹　アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実 イ　研究成果の公表、研究所講演会及び特許の出願（酒類総合研究所報告：年１回、 学会発表等：年間60件以上、論文：期間内に120報以上） ロ　酒類及び酒類業に関する情報提供及び消費者等からの問合せ対応（広報誌：年２回） ハ　共同研究、受託分析、醸造用微生物の分譲等 ニ　学会等への支援 ホ　関係機関との連携及び研究会への講師派遣等	⑹　アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実 イ～ホ　中期計画に同じ
２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
⑴　業務改革等 ⑵　経費の削減 ⑶　効果的な契約 ⑷　適正な給与水準 ⑸　情報システムの整備及び管理	⑴～⑸　中期計画に同じ
３　財務内容の改善に関する事項	
⑴　自己収入の確保等 ⑵　保有資産の管理 ⑶　運営費交付金の会計処理 ⑷　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ⑸　短期借入金の限度額 ⑻　剰余金の使途 （⑹⑺に該当する計画はなし）	⑴～⑻　中期計画に同じ
４　その他業務運営に関する重要事項	
⑴　内部統制の充実・強化 ⑵　施設及び設備に関する計画 ⑶　人事に関する計画 ⑷　職場環境の整備 ⑸　積立金の処分に関する計画	⑴～⑸　中期計画に同じ

7．持続的に適正なサービスを提供するための源泉

⑴　ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は下記のとおりです。

当研究所の運営に関する最終的な意思決定は理事長が行いますが、そのために必要な基本方針及びその他重要事項を審議するため、理事長、理事及び監事を構成員とする役員会を原則として月１回開催しています。また、業務運営に関する事項について、連絡・調整又は審議を行うことを目的として、部門長会議を原則として月２回開催し、所内の意識の共有を図っています。

業務の着実な実施とそのモニタリングのため、年度計画策定時、業務実績報告作成時及び年度の中間に理事長によるヒアリングを実施しています。研究業務については、外部委員からなる研究開発評価委員会で評価及び助言を受けています。会計関係については、「14．内部統制の運用に関する情報」（p. 20）をご覧ください。

各種法令順守については、内部統制推進本部を設け、リスク管理委員会と連携した内部統制活動を行っており、「８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策」（p. 12）で報告します。

内部統制システムの整備につきましては、業務方法書をご覧ください。

酒類総合研究所のガバナンス体制図

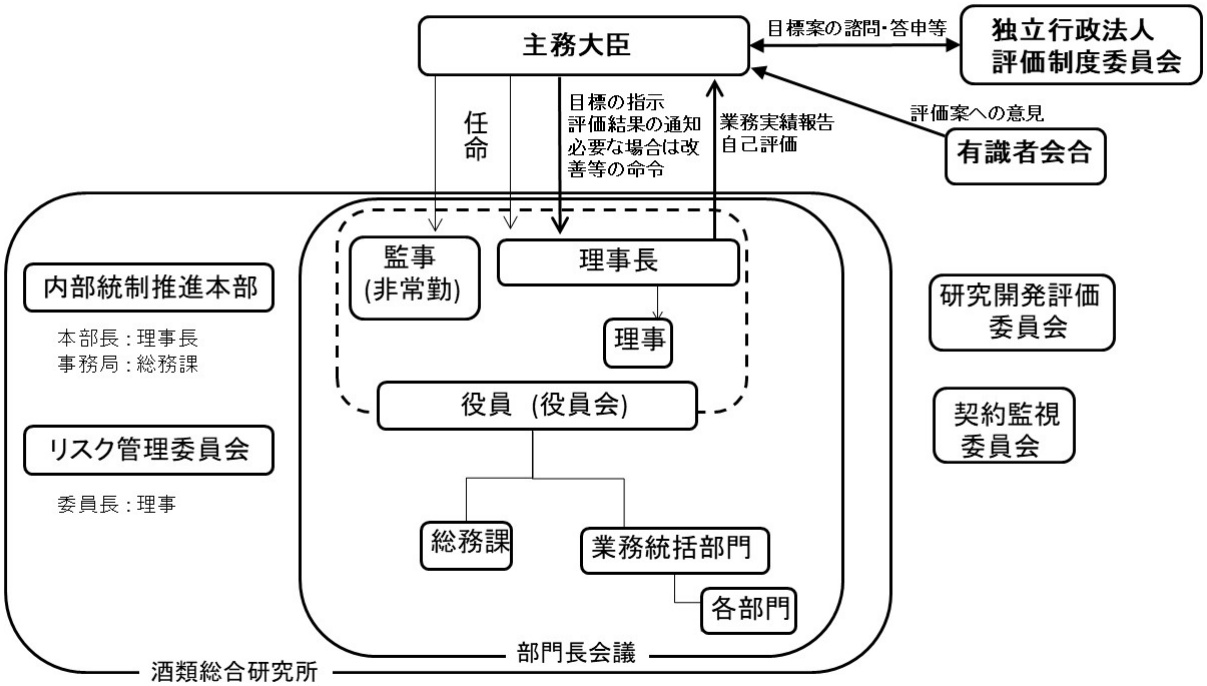

⑵　役員等の状況

役職	氏名	任期	経歴
理事長	福田　央	自　令和３年４月１日 至　令和８年３月31日	昭和61年４月　国税庁採用 平成７年７月　国税庁醸造研究所　研究員 平成28年７月　独立行政法人酒類総合研究所 業務統括部門長 令和３年３月　退職
理事 (常勤)	大串　　憲祐	自　令和３年８月１日 至　令和５年７月31日	平成２年４月　サッポロビール（株）採用 平成25年３月　サッポロビール（株） バイオ研究開発部部長 平成29年９月　サッポロビール株式会社 北海道原料研究センター センター長 令和２年９月　サッポロビール株式会社 北海道原料研究センター エキスパート 令和３年７月　退職
監事 (非常勤) 会計担当	門田　隆太郎	自　令和３年９月１日 至　令和７事業年度についての財務諸表承認日まで	平成15年８月　門田隆太郎公認会計士事務所
監事 (非常勤) 業務担当	原田　美穂	自　令和３年９月１日 至　令和７事業年度についての財務諸表承認日まで	令和元年６月　株式会社マイティネットプラス 取締役会長 令和４年４月　ひろぎんヒューマンリソース㈱ 顧問

当研究所は会計監査人の監査を要しません。

⑶　職員の状況

令和４年度末の常勤職員数は43人（前期末42人）であり、平均年齢は45歳（前期末44歳）となっています。このうち、国からの出向者は27人、令和５年３月31日に退職者する職員は１名です。

研究職員は、国税庁採用の技術系職員と独自採用職員で構成され、昨年度から引き続き、独自採用職員の視野と経験を広げるため、当研究所の業務と関連の深い国税局鑑定官室への出向を行いました。

⑷　重要な施設等の整備等の状況

当研究所は広島県東広島市にあります。平成７年の移転以来、施設の新設・拡充及び処分はありません。

なお、酒類製造実験棟の外壁等改修工事を令和５年２月から開始して継続中です。

⑸　純資産の状況

イ　資本金の状況

令和４年度末の資本金(政府出資金)は、8,303百万円です。

（単位:百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,303	0	0	8,303
資本金合計	8,303	0	0	8,303

ロ　目的積立金等の状況

令和４年度は、目的積立金の申請を行っていません。

⑹ 財源の状況

イ　財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、自己収入、その他）

令和４年度の収入決算額は1,060百万円であり、国からの運営費交付金が９割以上を占めていますが、その他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

（単位:百万円）

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	1,011	95.4
自己収入	49	4.6
知的所有権収入	1	0.1
鑑評会収入	18	1.7
醸造講習収入	6	0.6
共同研究収入	1	0.1
その他	23	2.2
受託収入	0	0.0
合計	1,060	100

（注）端数処理の関係で各欄の計が一致しない場合があります。

ロ　自己収入等に関する説明

運営費交付金以外の収入としては、自己収入49百万円があります。自己収入には、鑑評会の出品料、講習の受講料、輸出酒類の分析に係る手数料及び共同研究収入等があり、これらの収入先は、主に民間の酒類業関係者です。また、科学研究費補助金の獲得にも努めています。

⑺ 社会及び環境への配慮等の状況

社会への貢献としては、当研究所の目的の一つに「酒類に対する国民の認識を高める」と示していますので、酒類に関する正確で分かりやすい情報発信として、冊子類の作成やWEBサイトの充実に取り組んでいます。

また、広島大学、東京大学の客員教員を務めるほか、新潟大学や神戸大学の「日本酒学」講座等にも講師を派遣するなど、当研究所の専門性を活かし、大学教育に貢献しています。さらに地域社会にも貢献するため、広島県西条農業高校への協力や、東広島市で開催される「酒まつり」、東広島市とその近辺の山と水環境の保全・育成に取り組む「西条・山と水の環境機構」への協力等に積極的に取り組んでいます。

環境への配慮としては、引き続き環境物品等の調達を推進するとともに、令和４年度は温室効果ガスの排出の削減等の計画を定めました。

⑻　その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

当研究所は、前身である大蔵省醸造試験所の時代から長年にわたり酒類に関する研究及び関連する業務を通じて培った知見・ノウハウ等を有しており、その状況は以下のとおりです。

イ　酒類に関する研究実績と知見

当研究所は、明治37年の設立以来、酒類醸造に関する研究を行うとともに、体系的な知見を築いてきました。日本の伝統的な酒類である清酒、焼酎については、原料、醸造微生物、醸造法、成分、品質と評価について、基盤となる研究から製造に直結する応用研究まで、幅広い研究を行い、実績を上げています。加えて、ビールやワイン等についても、日本の実情に即した研究を実施しています。また、これらの研究を実施するために必要な研究機器のみならず、小規模な試験製造設備を備えている点並びに酒類全般に対する知識と担当研究分野の専門知識の両方を習得した人材を育成している点も当研究所の大きな強みと言えます。試験製造設備は研究だけでなく、下記ロで紹介する講習や国税庁職員の研修にも活用しています。

令和４年度は各種学会等（日本醸造学会、日本生物工学会、日本ブドウ・ワイン学会、糸状菌遺伝子研究会、天野エンザイム科学技術振興財団）から５件の賞を受賞し、学術的な側面からも研究業務に評価頂きました。

ロ　酒類業界、関係機関等との連携

上記イで開発した技術を含む酒類製造に必要な知識と技術を酒類業界へ伝え、人材育成に貢献するため、当研究所では酒類業界団体との共催で酒類醸造講習を開催しています。この講習では、清酒関係のコースでは研究職員のほぼ全員が、ビール、本格焼酎・泡盛、ワインの各コースでは、これらの研究を担当する職員が講師を務めています。

また、関連の学会や研究会の運営に協力・貢献をするとともに、各地の酒造組合等の要請に応えて講師を派遣し、国税庁・国税局と連携して業界団体へ研究成果を伝えるなどの取組を行っています。品質評価関係では、清酒と本格焼酎・泡盛の鑑評会を業界団体と共催するほか、国内外の酒類のコンクールや審査会に審査員を派遣しています。さらに、関連の業界、大学、研究機関との共同研究や研究生の受入も数多く実施しています。

このような連携は、当研究所の成果を広め、酒類業界に貢献することに加え、業界からの意見を次の研究課題や取組につなげることにも役立っています。

ハ　社会の要請に応える意識

当研究所に期待される役割の一つに酒類の安全性の確保があります。安全性の問題は急遽対応が求められることが多くありますが、当研究所ではこれまでも事故米不正転売問題や原子力発電所事故の際にはその都度迅速な対応を行ってきました。また、日EU経済連携協定で、ワイン添加物について国が食品添加物の指定要請を行うこととなり、国税庁と連携して当研究所がその作業に取り組んでまいりましたが、令和４年度は厚生労働省への指定等要請に必要な資料の提出が完了しました。

このように、社会の要請に応えることは公的研究機関としての使命であり、そのマインドを若手職員にも引き継いでいます。

８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策

⑴　リスク管理の状況

当研究所では、目標達成を阻害するすべての要因をリスクと位置付け、全職員が一体となってモニタリングと改善に取り組むとするリスク管理方針を定めています。具体的な取組のため、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会（委員長・理事）が内部統制推進本部(本部長・理事長、事務局・総務課)と連携してリスク管理に当たっています。また、法令順守の観点から重要な事項については、内部監査を実施しています。

イ　内部統制推進本部の活動

内部統制推進本部は、内部統制の基本方針を定めるとともに、内部統制に関する研修を実施し、安全衛生委員会等の委員会から活動を年に１回理事長及び監事に報告しています。

ロ　内部監査の実施等

内部監査規程に従い、法人文書管理、個人情報管理等の項目について内部監査を実施し、必要な場合は改善するとともに、結果を理事長に報告、監事に回付します。

ハ　リスクの洗い出しと評価

各種業務について業務フローを作成し、リスクの洗い出しやモニタリングを実施してリスク回避に資しています。その他のリスクについては、整理表を作成し、随時、追加・評価・対応及び注意喚起を行っています。

ニ　緊急時の対応

業務継続計画（BCP）を策定するとともに、新型コロナウイルス感染症のような新たなリスクにも迅速な対応に努めています。

⑵　業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当研究所の業務運営及び目標の達成を妨げるリスクは多数想定されますが、そのうち主要なリスクとその対応策は次のとおりです。

イ　鑑評会

令和３年度に開催した全国新酒鑑評会において出品酒の一部で分析値に誤りが生じたことから、分析手順書の改訂や管理体制の強化などの再発防止策を講じ、令和４年度は分析・審査業務を無事に終了しました。今後も引き続き再発防止策等を通じて、全国新酒鑑評会及び本格焼酎・泡盛鑑評会の適切な業務運営に努めてまいります。

ロ　情報セキュリティ

情報セキュリティインシデントの発生は、情報漏洩や業務システムの安定的な運営を阻害する重大なリスクの一つと認識しています。政府の統一基準群に準拠した取組を実施するとともに、外部専門家に最高情報セキュリティアドバイザーを依頼し、所内研修、自己点検及び内部監査を実施するなど、情報セキュリティの確保に努めています。令和４年度は主務省の支援も得つつ規程の改正及び運用の改善を引き続き実施し、フォローアップ監査を行い、政府の統一基準群への準拠を確認しました。 また、新しく情報システム専門官を配置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMO（Portfolio Management Office）を設置するなど体制整備を行いました。

ハ　施設・設備の老朽化

当研究所は平成７年７月に広島県東広島市へ移転しました。老朽化に伴う施設のインフラの毀損は重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のため計画的な予算管理のほか、定期的な点検の実施を通して、施設・設備の維持に努めています。令和４年度より、老朽化施設の改修を実施しています。

ニ　研究倫理

研究不正（捏造、改ざん等）及び研究経費の不正使用は研究機関の大きなリスクです。

当研究所では研究部門内等で研究の進捗管理を行い、研究不正のリスクを回避するとともに、論文化したデータのDVDによる保存、研究費の内部監査を実施しています。

ホ　ハラスメント防止

パワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止は、組織として重要な取組であると強く認識しています。特にパワハラについては、経験の浅い職員や非常勤職員、研究生等への指示、指導をどのように行うべきかが課題となっていますので、外部講師を招いた研修を実施しました。

ヘ　新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応

本年度は、鑑評会の製造技術研究会や講習について、実施方法の工夫など、感染症対策を踏まえつつ、実施しました。令和和４年５月から６月にかけては清酒短期コースを、９月には短期製麹コースを実施し、令和５年２月にはビールコースを実施しました。鑑評会については、全国新酒鑑評会の審査を経て金賞を決定し、製造技術研究会は入場者数を制限して開催しました。また、本格焼酎・泡盛鑑評会の製造技術研究会も事前申込制とするなど感染症の拡大防止にも留意して開催しました。

上記⑴⑵とも詳細については、令和４事業年度業務実績等報告書の「４　その他業務運営に関する重要事項」をご参照ください。

９．業績の適正な評価の前提情報

酒類総合研究所は、酒類の高度な分析・鑑定、酒類に関する研究・調査、品質評価・講習、情報の提供等の業務を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現、及び酒類業の健全な発達を図り、酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする（独立行政法人酒類総合研究所法）、日本で唯一の酒類に関する国の研究機関です。

主な４つの業務を以下にご紹介します。

⑴　分析・鑑定

国税庁の税務行政・酒類産業行政に直結する業務として分析・鑑定業務を実施しています。

・酒類に使用された原料の分析・鑑定
・酒類に含まれるおそれのある有害物質の分析
・輸出酒類に関する分析書等の発行
　（台湾向け酒類、EU・英国向けワイン）
・その他、国税庁からの依頼分析・依頼試験等

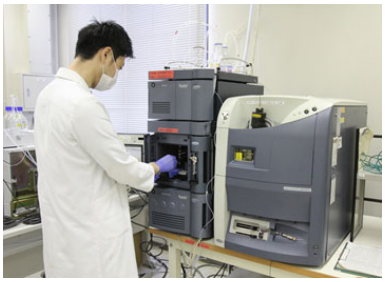

⑵　研究・調査

醸造用微生物・醸造原料などに関して、４つの観点から研究・調査を実施しています。また、大学・都道府県研究機関・民間企業等との共同研究を積極的に行っています。

イ　日本産酒類の競争力強化等

・日本産酒類の特長を解明し新たな価値の創造に資する研究

・清酒の品質劣化の抑制を目的とした研究など

ロ　酒類製造の技術基盤の強化

・各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究

・地域ブランド等の価値向上に資する研究など

ハ　酒類の品質及び安全性の確保

・製造工程中の微生物叢等に関する研究など

ニ　酒類の適正課税及び適正表示の確保

・酒類及び酒類原料の判別に関する研究など

⑶　品質評価・講習

イ　品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とし、業界団体との共催により鑑評会（清酒及び本格焼酎・泡盛）などを行っています。

また、業界団体が行う品質評価会についても支援を行っています。

ロ　講習

酒類製造を担う醸造技術者等の育成を目的とし、関係業界団体との共催により酒造技術などに関する講習（清酒、本格焼酎・泡盛、ワイン、ビール）を行っています。

⑷　情報発信

国内外の製造、流通関係者さらには消費者に対して、当研究所の研究成果も交えながら酒類に関する適切な情報発信に努めています。

・研究所講演会等による研究成果の普及

・各種刊行物を通じた情報発信

・醸造微生物の遺伝子情報に関するデータベース

・研究会・イベント等への参加及び講師派遣

令和４年度の業務実績についてのご理解とその評価に資するため、以上の４つの主な業務と中期目標項目（1）～（6）の関係及び当研究所と関係機関との関係を示します。

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標項目・関係機関の関係

10. 業務の成果と使用した資源との対比

⑴　令和４年度の業務実績とその自己評価

令和４年度は、年度計画及び第５期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。各項目の評価と予算額は次のとおりです。なお、当研究所は単一セグメントで業務を行っているため、業務経費のみを記載しています。

詳細につきましては、令和４事業年度業務実績等報告書をご覧ください。

（単位：百万円）

項　　目	自己評価	予　算
１．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	382
⑴日本産酒類の競争力強化等	B	105
⑵酒類製造の技術基盤の強化	A	142
⑶酒類の品質及び安全性の確保	B	40
⑷酒類業界の人材育成	B	14
⑸酒類の適正課税及び適正表示の確保	B	34
⑹アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実	A	46

２．業務運営の効率化に関する事項	B	
３．財務内容の改善に関する事項	B	
４．その他業務運営に関する重要事項	B	

「⑵酒類製造の技術基盤の強化」では、酒類及び酒類原料の地域特性に関する研究で、その傾向が明らかになりつつあり、さらに焼酎原料米では遺伝子のタイプと消化性の関係、ビール及びワインに特徴的な香りを付与する3-mercaptohexan-1-olの新規な前駆体を見出すなどの功績を上げており、令和４年度における所期の目標を上回る成果が得られていると考えています。

「⑹アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実」では、研究成果の発表については、学会発表・研究会等で目標の60件を大幅に上回る90件となるほか、各種学会等から５件の賞を受賞しました。各種情報発信に関しては、在外日本公館への資料提供やサイエンスZEROの海外向け編集版 がNHKワールドで1年間オンデマンド配信されるなど、海外での日本産酒類等の認知向上に貢献するとともに、一般社団法人日本ソムリエ協会や科学雑誌として広く知られている「ニュートン」への協力、大学との連携を通じた出版等を通じて専門家のみならず国民一般の酒類に対する認知の向上にも貢献し、令和４年度における所期の目標を上回る成果が得られていると考えています。

⑵　当期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区　分	第４期中期目標期間（平成28年度～令和２年度）	第５期中期目標期間（令和３年度～令和７年度）	
		令和３年度	令和４年度
評　定	B	B	
理　由	全体としておおむね中期計画における所期の目標を達している。	全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	

（注）評価区分

S：　所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A：　所期の目標を上回る成果が得られている。

B：　所期の目標を達成している。（標準）

C：　所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：　所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

（単位：百万円）

区　分	予　算	決　算	備　　考
収入	1,185	1,060	
運営費交付金	1,011	1,011	
施設整備費補助金	103	0	補助金対象事業が翌年度に繰越しとなったため、収入額は、０円となります。
自己収入	50	49	
受託収入	20	0	当事業年度は、新規の受託研究がありませんでした。
支出	1,185	990	
業務経費	382	304	
一般管理費	234	225	
人件費	446	461	決算金額には、過年度配分留保額の使用金額が含まれています。
施設整備費	103	0	補助金対象事業が翌年度に繰越しとなったため、支出額は、０円となります。
受託経費	20	0	当事業年度は、新規の受託研究がありませんでした。

（注）１　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

２　詳細につきましては、令和４事業年度決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

⑴　貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金　額	負債の部	金　額
流動資産	333	流動負債	297
現金及び預金（*1）	279	運営費交付金債務	128
その他	54	その他	170
固定資産	4,583	固定負債	741
有形固定資産	4,208	資産見返負債	374
建物等	1,964	その他固定負債	367
土地	2,220	負債合計	1,038
その他	25	純資産の部（*2）	金　額
無形固定資産	7	資本金	8,303
ソフトウェア	7	政府出資金	8,303
その他	0	資本剰余金	△4,455
その他の資産	367	資本剰余金	12
退職給付引当金見返	367	減価償却相当累計額	△4,111
預託金	0	減損損失相当累計額	△1
		除売却差額相当累計額	△355
		利益剰余金	30

		前中期目標期間繰越積立金	0
		積立金	22
		目的積立金	0
		当期未処分利益	8
		純資産合計	3,877
資産合計	4,916	負債純資産合計	4,916

（注）１　(*) は、⑴～⑸の各表における関連項目を示しています。
２　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
３　詳細につきましては、令和４事業年度貸借対照表をご覧ください。

⑵　損益計算書

（単位：百万円）

費用の部	金　額	収益の部	金　額
経常費用（*3）	1,163	経常収益	1,171
研究業務費	935	運営費交付金収益	864
人件費	440	自己収入等	48
減価償却費	163	資産見返負債戻入	189
その他	333	引当金見返に係る収益	70
受託費	0	その他	0
人件費	0	臨時収益	0
その他	0	積立金取崩額	0
共同研究費	0		
人件費	0		
その他	0		
一般管理費	227		
人件費	134		
減価償却費	26		
その他	67		
臨時損失（*4）	0		
当期総利益	8		

（注）１　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
２　詳細につきましては、令和４事業年度損益計算書をご覧ください。

⑶　キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

項　　目	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	114
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△315
人件費支出	△560
運営費交付金収入	1,011
自己収入等	45
その他収入・支出	△68
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△71
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	0
Ⅳ　資金増加額（又は減少額）（D＝A＋B＋C）	43
Ⅴ　資金期首残高（E）	236
Ⅵ　資金期末残高（F＝D＋E）（*1）	279

（注）１　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
２　詳細につきましては、令和４事業年度キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

⑷　行政コスト計算書

（単位：百万円）

項　　目	金　　額
Ⅰ　損益計算書上の費用	1,163
経常費用（*3）	1,163
臨時損失（*4）	0
Ⅱ　その他行政コスト（*5）	81
Ⅲ　行政コスト	1,244

（注）１　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
　　２　詳細につきましては、令和４事業年度行政コスト計算書をご覧ください。

⑸　純資産変動計算書

（単位：百万円）

項　　目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	8,303	△4,373	22	3,951
当期変動額	0	△81	8	△73
その他行政コスト（*5）	0	△81	0	△81
当期純利益	0	0	8	8
その他	0	0	0	0
当期末残高（*2）	8,303	△4,455	30	3,877

（注）１　端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
　　２　詳細につきましては、令和４事業年度純資産変動計算書をご覧ください。

13．財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

⑴　貸借対照表

イ　資産

当事業年度末における資産合計は4,916百万円と、前年度末比183百万円減（3.6％減）となっています。

これは、減価償却等に伴い有形固定資産が前年度比242百万円減（5.5％減）となったことが主な要因です。

ロ　負債

当事業年度末における負債合計は1,038百万円と、前年度末比110百万円減（9.6％減）となっています。

これは、令和２事業年度に令和元年度補正予算により購入した研究用機器の減価償却に伴い、資産見返負債が161百万円減少したことが主な要因です。

⑵　損益計算書

イ　経常費用

当事業年度の経常費用は1,163百万円と、前年度比25百万円増（2.2％増）となっています。

これは、電気料金の高騰に伴い水道光熱費が前年度比21百万円増(36.9%増)となったことが主な要因です。

ロ　経常収益

当事業年度の経常収益は1,171百万円と、前年度比32百万円増（2.8%増）となっています。

これは、運営費交付金収益が前年度比27百万円増（3.2%増）となったこと、自己収入額が前年度比４百万円増（8.6%増）となったことが主な要因です。

ハ　当期総損益

上記損益の状況を計上した結果、当事業年度の当期総利益は８百万円となり、前年度比13百万円減となっています。

⑶　キャッシュ・フロー計算書

イ　業務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは114百万円と、前年度比441百万円増となっています。

これは、前事業年度において第４期中期計画終了に伴い、利益剰余金451百万円を国庫に返納したことが主な要因です。

ロ　投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△71百万円と、前年度比34百万円増となっています。

これは、有形固定資産の取得による支出が前年度比33百万円減（31.6%減）となったことが主な要因です。

⑷　行政コスト計算書

イ　損益計算書上の費用

当事業年度の損益計算書上の費用は1,163百万円となっており、前年度比25百万円増（2.2%増）となっています。

これは、電気料金の高騰に伴い研究業務費が前年度比16百万円増（1.7%増）となったことが主な要因です。

ロ　その他行政コスト

当事業年度に発生した特定の資産の減価償却費及び除却による資産の減少額の合計金額であり、当事業年度は81百万円で前年度と同額となっています。

ハ　行政コスト

上記の状況を計上した結果、当事業年度の行政コストは1,244百万円となっています。

⑸　純資産変動計算書

当事業年度の純資産は3,877百万円と、前年度比73百万円減（1.9%減）となっています。

14. 内部統制の運用に関する情報

当研究所のガバナンスの体制と活動については「７．(1) ガバナンスの状況」（p. ８）を、

内部統制推進本部による活動と内部監査については「８．(1)リスク管理の状況」（p. 12）をご覧ください。ここでは、監事監査と予算・会計管理に関する内部統制についてご説明します。

〈監事監査（業務方法書第21条）〉

監事は、当研究所の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは当該報告書に意見を付すことができます。業務担当監事は、各課部門の業務の実施状況及び委員会等の活動状況について、概ね月１回監査を行います。会計担当監事は、財務諸表等の内容、入札及び契約の状況等について、概ね月１回監査を行います。

〈入札及び契約に関する事項（業務方法書第24条）〉

入札及び契約に関しては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）を受けて設置した、監事２名及び外部有識者３名からなる「契約監視委員会」において調達実施状況について審議を行っており、審議結果については、速やかにホームページに公表しています。また、契約締結事項を審査し、円滑な契約事務の推進に資することを目的として、契約事務取扱要領に基づき、「契約審査委員会」の設置等を行っています。

令和４年度においては、契約監視委員会を令和４年５月及び11月に開催しています。また、令和４年度の調達に係る契約審査委員会は１回開催しています。

〈予算の適正な配分（業務方法書第25条）〉

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、総務課及び業務統括部門において各課部門の予算執行状況の管理を行い、予算修正の必要が生じた場合には、理事長に報告を行うとともに、理事長は、随時、予算執行状況を踏まえた予算修正を決定しています。

なお、独立行政法人会計基準に基づき、最終的な予算修正は12月末までに行っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

明治37年５月	大蔵省に醸造試験所が設置されました。
昭和24年６月	国税庁に移管されました。
平成７年７月	「国の行政機関等の移転について」の閣議決定を受け広島県東広島市に移転し、国税庁醸造研究所と改称しました。
平成13年４月	独立行政法人酒類総合研究所に移行し、第１期中期目標期間を開始しました。
平成18年４月	第２期中期目標期間を開始しました。
平成23年４月	第３期中期目標期間を開始しました。
平成28年４月	第４期中期目標期間を開始しました。
令和３年４月	第５期中期目標期間を開始しました。

⑵ 設立に係る根拠法

独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）

⑶ 主務大臣

財務大臣

⑷ 組織図

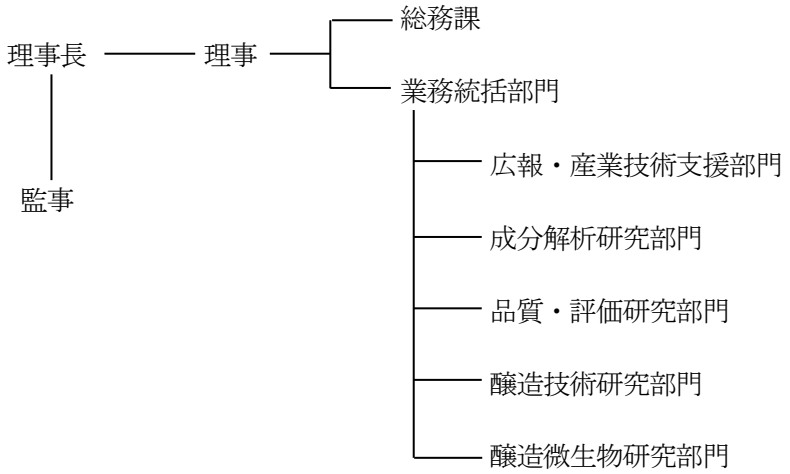

⑸ 事務所の所在地

〒739-0046　広島県東広島市鏡山３丁目７番１号

⑹ 主要な特定関連会社等の状況

該当はありません。

⑺ 主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区　分	第４期中期目標期間				第５期中期目標期間	
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
資産	5,360	5,323	5,969	5,741	5,099	4,916
負債	1,063	1,115	1,837	1,260	1,148	1,038
純資産	4,297	4,208	4,132	4,482	3,951	3,877
行政コスト（注）	−	−	1,568	1,359	1,219	1,244
経常費用	964	1,034	1,149	1,278	1,138	1,163
経常収益	969	1,030	1,155	1,297	1,139	1,171
当期総利益又は総損失	5	△5	6	433	22	8
業務活動キャッシュ・フロー	639	144	461	△112	△328	114
投資活動キャッシュ・フロー	△71	△80	△100	△476	△105	△71
資金期末残高	833	897	1,258	669	236	279

（注）行政コストは、会計基準の改定に伴い、令和元年度決算から適用された概念であるため、過年度については、記載を省略しています。

⑻　翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

イ　予算計画

（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	1,143
運営費交付金	969
施設整備費補助金	103
受託収入	20
その他収入	50
支出	1,143
業務経費	341
一般管理費	232
人件費	446
施設整備費	103
受託経費	20

（注）端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

ロ　収支計画

（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	1,119
経常経費	1,119
業務経費	249
一般管理費	222
減価償却費	181
人件費	446
受託費用	20
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	1,119
運営費交付金収入	867
受託収入	20
その他収入	50
寄附金収益	0
資産見返負債戻入	181
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

（注）端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

ハ　資金計画

（単位：百万円）

区分	金　額
資金支出	1,143
業務活動による支出	938

投資活動による支出	205
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,143
業務活動による収入	1,040
運営費交付金収入	969
受託収入	20
その他収入	50
投資活動による収入	103
施設整備費による収入	103
その他収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

（注）端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

16. 参考情報

⑴ 要約した財務諸表の科目の説明

イ 貸借対照表

「現金及び預金」

・現金、預金

「その他（流動資産）」

・棚卸資産、未収金、前払費用等

「有形固定資産」

・土地、建物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品等、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

「建物等」

・建物以外に構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品を含む。

「その他（有形固定資産）」

・樹木

「無形固定資産」

・有形固定資産以外の固定資産で、特許権、ソフトウェアなど具体的な形態を持たないもの

「その他の資産」

・退職給付引当金見返等

「運営費交付金債務」

・業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

「その他（流動負債）」

・未払金、未払費用、賞与引当金等

「資産見返負債」

・中期計画の範囲内で、運営費交付金により、又は補助金等の交付の目的に従い、

若しくは寄附金により寄附者の意図等に従い償却資産を取得した場合に計上される負債

「その他固定負債」

・将来の退職給付の発生に備えた退職給付引当金

「政府出資金」

・国からの出資金であり、当研究所の財産的基礎を構成

「資本剰余金」

・主に政府出資金を財源として取得した固定資産の減価償却累計額

「利益剰余金」

・業務に関連して発生した剰余金の累計額

ロ　損益計算書

「研究業務費」

・研究業務活動に要した費用

「人件費」

・給与、賞与、法定福利費等の役職員等に要する経費

「減価償却費」

・業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

「受託費」

・受託研究に係る経費

「共同研究費」

・共同研究に係る経費

「一般管理費」

・施設の保守、管理等に要した費用

「運営費交付金収益」

・国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

「自己収入等」

・手数料収入、受託収入などの収益

「資産見返負債戻入」

・費用と収益を均衡させるために必要な科目で、償却資産の減価償却費相当額を資産見返負債から振り替えたものや、償却資産を売却、除却した時に、その資産見返負債の残額を振り替えて、収益としたもの。

「引当金見返に係る収益」

・費用と収益を均衡させるために必要な科目で、引当金計上額を収益としたもの。

「臨時損益」

・固定資産の売却損益、災害損失及び上記引当金計上に伴う平成30事業年度以前に発生した損益

「積立金取崩額」

・前中期目標期間繰越積立金の取り崩し額

ハ　キャッシュ・フロー計算書

「業務活動によるキャッシュ・フロー」

・通常業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入及び原材料、商品又はサービスの購入、人件費等の支出が該当。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

・将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

・増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当。

ニ　行政コスト計算書

「損益計算書上の費用」

・損益計算書における経常費用、臨時損失、目的積立金の取崩額等

「その他行政コスト」

・政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの。

「行政コスト」

・アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの。

ホ　純資産変動計算書

「当期末残高」

・貸借対照表の純資産の部に記載されている残高。

⑵　その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の資料を公表しています。

イ　業務方法書
ロ　運営基本理念
ハ　運営方針
ニ　行動指針
ホ　倫理指針
ヘ　内部統制推進規程
ト　研究費不正防止規程
チ　研究活動等の不正行為への対応に関する規程
リ　動物実験実施規程
ヌ　動物実験に関する自己点検・評価報告、動物実験に関する検証結果報告書
ル　付帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開
ヲ　第５期中期目標

ワ　第５期中期計画
カ　令和４年度計画
ヨ　令和４年度業務実績等報告書
タ　研究開発評価委員会委員名簿及び過年度の報告書
レ　調達等合理化計画
ソ　契約監視委員会定例会議の審議概要

⑶　酒類総合研究所が作成した冊子類のご紹介

イ　エヌリブ（広報誌）

A4 サイズの２つ折りで、研究成果や取組を紹介しています（年２回発行）。

ロ　お酒のはなし（情報誌）

A4 サイズの冊子で、様々なお酒ごとに、特徴や製造法、歴史に関する情報を国内外から収集し、解説しています。

清酒、焼酎及びワインは、日本語版のほか、英語版もあります。

ハ　INTRODUCTION to SAKE（日本酒を紹介するリーフレット）

A5 サイズのチラシで、日本酒に馴染みのうすい海外の消費者や訪日観光客に向けて、日本酒の基本的な知識や用語を紹介しています。

英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語の４言語があります。

ニ　日本酒ラベルの用語事典

A6 サイズの冊子で、お好みの日本酒を探す際の参考になるよう、日本酒ラベルに書かれている専門用語を解説しています。

日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語の５言語の冊子および電子ブックと、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語の７言語の電子ブックがあります。

ホ　SAKE BOOK（日本酒の美味しさと魅力）

A5 サイズの３つ折りで、日本酒に馴染みのうすい海外の消費者や訪日観光客に向けて、日本酒の美味しさと楽しみ方を紹介しています。

英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）のほか、海外の方に内容を説明する際の参考となるよう、日本語版も用意しています。

へ　Handy Storage Guide to Sake（日本酒保管ガイド）

A4 サイズのチラシで、海外の流通・料飲関係者に向けて、日本酒の基本的な保管方法を紹介しています。

英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）のほか、海外の方に内容を説明する際の参考となるよう、日本語版も用意しています。

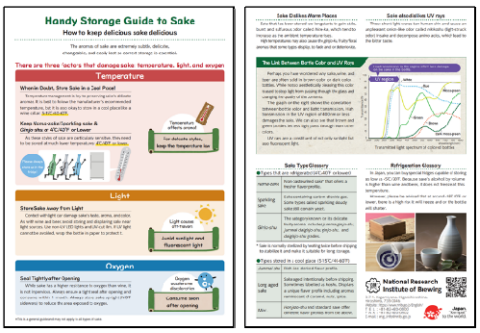

ト　醸造に学ぼう　発見！微生物の力

A5 サイズの冊子で、子供から大人まで、日本の食文化に深くかかわっている「醸造」に興味を持っていただけるよう、醸造微生物の働きを分かりやすく解説しています。

※　公共機関や学校教育現場での使用や営利目的でない使用を希望される場合は、冊子類の無償提供を行っておりますので、下記連絡先までお気軽にご連絡下さい。

冊子類に関する連絡先
酒類総合研究所　広報・産業技術支援部門
広報担当　山田（やまだ）
TEL：082−420−0840
FAX：082−420−8045

⑷　酒類総合研究所から頒布している本のご紹介

ワイン製造に関する技術書２タイトルの邦訳版を作成し、頒布しています

イ　ワイン製造の基本　小規模ワイナリーのための製造技術

英題：Concepts in Wine Technology : Small Winery Operations, 3rd Edition

著者：Yair Margalit, Ph. D.著、酒類総合研究所監訳

ページ数・サイズ：245 ページ、17.9×25.4cm（ペーパーバック）
価格：3,670 円（消費税込、送料別）
構成：収穫前、収穫、発酵、セラーでの作業、樽熟成、瓶詰め、各論

ロ　ブドウ栽培 ワイン用ブドウ栽培の手引き
英題：Viticulture ： An introduction to commercial grape growing for wine production
著者：Stephen Skelton MW 著、ミヨコ・スティーブンソン訳
ページ数・サイズ：165 ページ、18.9×24.6cm（ペーパーバック）
価格：2,800 円（消費税込、送料別）
構成：ブドウ樹、ブドウ品種、圃場の選択、世界のブドウ産地、ブドウ畑の土壌・設立、仕立て・整枝・剪定、ブドウ樹の１年、灌漑、ブドウの有機農業とダイナミック農法、ブドウ樹の病気・害虫、フィロキセラと台木、栄養障害・その他のブドウ生理障害

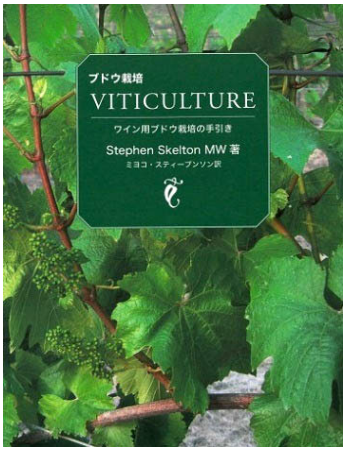

※　購入希望の方は、https://www.nrib.go.jp/wine/wine_info.htmlの「ワイン製造技術書邦訳版の頒布について」をご覧ください。

⑸　酒類総合研究所が作成した動画のご紹介

イ　海外向け日本酒紹介動画「Japanese Sake Essentials ～日本酒を学ぶ集中講義～」

歴史や楽しみ方を海外に紹介することで、日本酒の認知度向上や輸出促進を期待するものです。

ロ　フェロミックシステムを用いた醸造用水の鉄分析

醸造用水に含まれるの鉄含量は低い方が好ましいとされています。動画では、鉄の定量測定に使用するフェロミックシステムによる分析方法を紹介しています。

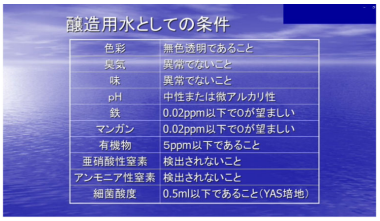

ハ　ワイン分析マニュアル

初心者向けのワイン分析される方や分析に不慣れな方のために、実際の分析操作を動画でご覧頂けます。動画は、「分析のはじめに」、「アルコール分析」、「pH測定」、「総酸分析から資化性窒素分析」、「亜硫酸分析」の6つを紹介しいています。

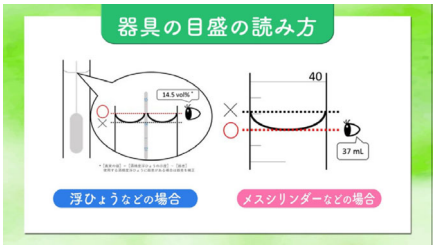

いずれも、YouTube（NRIBチャンネル　https://www.youtube.com/@nribchannel5717）から、ご覧いただけます。